# 徳島県における中小企業者のための
# 官公需確保対策について

令和６年８月３０日（金）

# 官公需契約実績額の推移

| | 官公需契約<br>総実績<br>（A）（億円） | 中小企業向け<br>契約実績<br>（B）（億円） | 新規中小企業向け<br>契約実績<br>（C）（億円） | 比　率<br>（B）/（A）<br>（%） | 比　率<br>（C）/（A）<br>（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和元年度 | 843 | 713 | 0.5 | 84.5 | 0.06 |
| 令和2年度 | 1,047 | 874 | 1.5 | 83.4 | 0.15 |
| 令和3年度 | 1,152 | 870 | 4.1 | 75.6 | 0.35 |
| 令和4年度 | 987 | 802 | 6.0 | 81.3 | 0.61 |
| 平　　均 | 1,007 | 815 | 3.02 | 80.9 | 0.3 |

※R5年度国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標
比率：61％　　金額：5兆6，598億円

# 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等の周知

・県内市町村及び県関係機関へ、
基本方針等を電子メールにて配布
→今後、官公需の発注に際して、中小企業者に対し
より一層の受注機会の増大へ配慮いただくよう依頼

・上記に加えて、「物価高に負けない賃上げ」の実現に向け、
官公需においても価格転嫁を進めること、
能登半島地震の被災地域の中小企業者に対し、
受注機会を増やせるよう配慮いただくことも周知

**官公需法に基づく「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について**

令和６年４月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第４条第３項の規定に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項等を定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を、毎年度作成し、閣議決定しているもの。
今年度の基本方針の概要は以下のとおり。

**１．国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標**

（１）中小企業・小規模事業者向け契約目標（比率・金額）
比率：６１％　金額：５兆３，５５７億円
（参考：令和５年度　目標 61%　５兆6,598億円
令和４年度　実績 49.8%　４兆7,405億円）

（２）新規中小企業者※向け契約目標（比率）　比率：３％以上
※創業１０年未満の中小企業・小規模事業者

**２．基本方針における新たに講ずる主な措置**

（１）「物価高に負けない賃上げ」の実現に向け、官公需においても価格転嫁を進めること

（２）令和６年能登半島地震の被災地域の中小企業者等に対し、受注機会を増やせるよう配慮すること

# 「徳島県経済飛躍のための
# 中小企業の振興に関する条例（抜粋）」

平成20年3月に制定・施行

（新たな市場開拓に挑戦する頑張る中小企業者等の販路の拡大等）

第15条

２　県は、中小企業のサービス等の利用等の気運の醸成に努め、需要の拡大の促進を図るとともに、中小企業のサービス等に対し自ら率先して試用すること及びその受注機会の増大を図ること、優れた中小企業のサービス等に対し顕彰することその他の中小企業のサービス等の需要の拡大の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（小規模企業の振興）

第17条　　※平成28年10月に条例改定

２　県は、小規模企業が地域経済の安定化に果たす役割の重要性を認識し、創業及び起業、小規模企業者の事業の承継並びに人材の育成及び確保、地域の観光の振興等の視点に立った施策を講ずるものとする。

# 「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」について

平成16年11月に策定

**趣旨**

県民が実感できる持続的な経済成長を実現し、県内企業の受注機会の確保や雇用を維持するため、当指針を策定し、県の全ての機関による「公共工事関係」、「情報システム調達関係」、「物品調達関係」、「その他の分野」における県内企業への発注・調達率の向上を推進する。

**目標**　※令和6年4月に改正

県内企業への発注率（件数・金額）　90%以上

県内に本店を有する事業者への発注率（件数）　80%以上　※WTO案件を除く

# 「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」について

## １．趣旨

本県では、県民が実感できる持続的な経済成長を実現し、県内企業の受注機会の確保や雇用を維持するため、「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」を策定し、入札等に係る関係法令等（ＷＴＯ政府調達協定を含む）を遵守しつつ、県の全ての機関による「公共工事関係」、「情報システム調達関係」、「物品調達関係」、「その他の分野」における県内企業への発注・調達率の向上を推進する。

## ２．目標

| | | |
|---|---|---|
| 県内企業への発注率（件数・金額） | ９０％以上 | を目指す。 |
| 県内に本店を有する事業者への発注率（件数） | ８０％以上 | |

※ＷＴＯ案件を除く

## ３．各分野における実施指針

| 分　野（主務部局） | 対　象　範　囲 | 取　扱　要　領 |
|---|---|---|
| (1) 公共工事関係（県土整備部） | 県が発注する建設工事に係る契約（建設工事に関する設計、測量及び調査等を含む） | ①　「一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿」の登録業者から選定することとし、技術的難易度の高い工事等で県内企業では施工が困難なものを除き、原則として県内企業を選定する。<br>なお、大型工事における特定建設工事共同企業体にあっては、技術的難易度の高い工事等で県内企業では施工が困難なものを除き、代表構成員または構成員として、原則として県内企業を選定する。<br><br>②　効率的な執行が可能なものについては、分離・分割した発注を行う。<br><br>③　県工事受注業者に対し、下請業者選定にあたっては、県内企業を優先的に選定するよう要請する。また、工事用資材については、県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、原則として県内産資材を使用することとし、資材調達についても県内企業から優先して調達する。<br><br>【※県内企業の定義：<br>県内に本店を有する事業者】 |
| (2) 情報システム調達関係（企画総務部） | 県が発注する情報システム（コンピューターソフトウェアの運用及びメインテナンス、ターミナルコンピューターデータ入力、コンピュータープログラム開発、コンピューターソフトウェアのメインテナンスその他に関連するサービス）の調達に係る契約 | ①　県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、原則として県内企業を選定する。情報システムに係る保守運用等に関しては、この限りでない。<br><br>②　オープンソースソフトウェアの活用を基本とした小ロット分割発注を推進し、県内企業の受注機会の拡充を図る。<br><br>【※県内企業の定義：<br>県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者】<br>但し、可能な限り、次に掲げる者をその順に従って選定する。<br>１県内に本店を有する事業者<br>２県内の支店及び営業所等に権限委任している事業者<br>３県内の支店及び営業所等に権限委任していない事業者 |
| (3) 物品調達関係（企画総務部） | 徳島県用度・給与集中管理特別会計において取扱う物品等の調達に係る契約 | ①「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿」の登録業者から選定することとし、県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、原則として県内企業を選定する。<br><br>【※県内企業の定義：<br>県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者】<br>但し、可能な限り、次に掲げる者をその順に従って選定する。<br>１県内に本店を有する事業者<br>２県内の支店及び営業所等に権限委任している事業者<br>３県内の支店及び営業所等に権限委任していない事業者 |
| (4) その他の分野（経済産業部） | 公共工事関係、情報システム調達関係及び物品調達関係以外の調達に係る契約 | ① 県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、原則として県内企業を選定する。<br><br>② 印刷を主たる業務としていない事業者に、企画・デザイン等と併せて印刷を発注する場合は、可能な範囲で分離発注することにより、県内企業の受注の確保に努める。<br><br>③　保守・リース契約などで毎年継続的に発注しているものについては、契約更新の際に原則として県内企業を選定することとし、県内企業を選定する。<br>ＯＡ機器用消耗品等については、可能な限り県内企業を選定する。<br><br>【※県内企業の定義：<br>県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者】<br>但し、可能な限り、次に掲げる者をその順に従って選定する。<br>１県内に本店を有する事業者<br>２県内の支店及び営業所等に権限委任している事業者<br>３県内の支店及び営業所等に権限委任していない事業者 |